

令和5年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和5年11月30日（木曜日）午後 3時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和5年11月30日

(15日間)

至 令和5年12月14日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

日程第 6 承認第 8号

日程第 7 承認第 9号

日程第 8 議案第46号

日程第 9 議案第47号

日程第10 議案第48号

日程第11 議案第49号

日程第12 議案第50号

日程第13 議案第51号

日程第14 議案第52号

日程第15 議案第53号

日程第16 議案第54号

日程第17 議案第55号

日程第18 議案第56号

日程第19 議案第57号

日程第20 議案第58号

日程第21 議案第59号

日程第 2 2 議案第 6 0 号

日程第 2 3 議案の委員会付託

出席議員（11名）

1 番	小 出 敏 裕 君	2 番	竹 野 入 恒 夫 君
3 番	百 瀬 昇 一 君	5 番	小 林 幸 司 君
6 番	福 澤 倫 治 君	7 番	春 日 仁 君
8 番	大 月 民 夫 君	9 番	三 澤 一 男 君
1 0 番	上 條 倫 司 君	1 1 番	大 池 俊 子 君
1 2 番	新 居 禎 三 君		

欠席議員（1名）

1 3 番 百 瀬 章 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	副 村 長	赤羽孝之 君
教 育 長	根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者	篠原雅彦 君
企 画 振 興 課 長	堤 岳志 君	税 務 課 長	中村貞寿 君
住 民 課 長	中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長	古畑佐登志 君
子 育 て 支 援 課 長	中原美幸 君	産 業 振 興 課 長	村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長	宮澤寛徳 君	教 育 次 長	藤沢洋史 君
総 務 課 財 政 係 長	丸山晃弘 君		

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開会宣告

○副議長（新居禎三君） 百瀬議長欠席のため、地方自治法第106条の規定により、私が議長の職務を執り行います。

これより、令和5年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症が流行しております。感染症防止策へのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、傍聴される皆様に申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影または録音する場合には事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可いたしました。

◎開議宣告

○副議長（新居禎三君） それでは、1人が欠席ではありますが、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午後 3時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（新居禎三君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（新居禎三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番、大池俊子議員、1番、小出敏裕議員を指名します。

◎会期の決定

○副議長（新居禎三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月28日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12月14日までの15日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○副議長（新居禎三君） 日程第3、村長より行政報告を兼ねまして、招集のあいさつをお願いいたします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 冬の到来を前に、村内の農家では特産の長芋の収穫に追われる季節となりました。

本日、令和5年第4回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、過日11月28日、東筑摩郡議長会での国会議員要請、また町村議会全国大会への出席のため、東京都へ出張をしておりました百瀬章議長であります。28日の国会議員要望を行った後の夕方6時頃、急に意識を失い、都内の病院へ緊急搬送されております。

その後、一命は取り止めたとの報告を受けておりましたが、本日の昼頃、議長の奥様から目を落としたとの報告が事務局にございました。

ご家族の皆様には百瀬議長とのこのような悲痛な別れに、気持ちの整理もつかないことと推察をいたします。

本日、異例な状況の中での定例会の開会となりますが、本定例会が充実した議会となりますよう、議員の皆様とともに努めてまいりたいと思います。

さて、11月14日開催の議会全員協議会以降の村政の状況について申し上げます。

10月19日、山形村保育園で発生いたしました事故についてであります。この

事故を検証するため、弁護士、医師、保育学科の教授などの5名のそれぞれの専門分野の方に委員をお願いし、先週の21日、山形村保育施設等重大事故検証委員会の初会合を開催いたしました。

今後、委員の皆様には、それぞれ専門の立場から事故発生の経過、原因の究明、また、再発防止に向けての委員会からの提言をいただき、行政として事故発生防止に向けての適切な対応をしてみたいと考えております。

工事の発注状況・備品の購入状況につきましては、お手元に配付させていただきました工事の発注状況・備品の購入状況で報告に代えさせていただきます。

本定例会に上程をいたします案件は、主に保育園の事故に伴います専決処分の承認が2件、国県の給与改定に伴います条例改正4件、補正予算3件と、松本広域連合の規約の変更につきましては、職員給与の改定など、年内の処理を必要とするため、本日審議の上、議決をお願いするものであります。

また、議案第54号からの条例改正2件、補正予算5件につきましては、会期中にそれぞれご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○副議長（新居禎三君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求の報告までについては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○副議長（新居禎三君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、5陳情第2号「私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書」の1件であります。

本日提案されました陳情は、山形村議会会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の「請願・陳情付託表」のとおり、福祉文教常任委員会に付託し審査願うことにいたします。

◎承認第8号・承認第9号

- 副議長（新居禎三君） 日程第6、承認第8号「山形村保育園施設等重大事故検証委員会設置条例制定の専決処分の承認を求めることについて」、及び、日程第7、承認第9号「山形村一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて」を一括議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 承認第8号「山形村保育園施設等重大事故検証委員会設置条例制定の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

山形村保育園施設等重大事故検証委員会設置条例制定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年11月17日に専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めます。

この山形村保育園施設等重大事故検証委員会設置条例であります、山形村の保育園施設等で起きた重大事故の検証委員会の設置に関する内容でございます。

次に、承認第9号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

令和5年度の一般会計補正予算第5号については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年11月17日に専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めます。

この一般会計補正予算第5号であります、山形村保育園施設等重大事故検証委員会設置等に関する内容が主なものでございます。118万7,000円を計上しております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いをいたします。

- 副議長（新居禎三君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、承認第8号及び承認第9号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議ないものと認めます。

よって、承認第8号及び承認第9号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

◎議案第46号

○副議長(新居禎三君) 日程第8、議案第46号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第46号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

変更理由につきましては、現在、松本広域連合においては広域的なごみ処理の対応に関する事務は実施しておらず、また直近の10年間、松本広域連合が加盟している松本地域ごみ処理広域化推進協議会は未開催で、今後も開催予定がないことから、実態に即して松本広域連合規約から削除する内容でございます。

よろしくご審議をお願いします。

○副議長(新居禎三君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第46号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議がないものと認めます。

よって、議案第46号は委員会付託を省略し、議会全員協議会において、詳細説明を受けることに決定しました。

◎議案第47号～議案第50号

○副議長（新居禎三君） 日程第9、議案第47号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第12、議案第50号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第47号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、地方公務員法第14条第1項の規定により、情勢適応の原則に沿って、改正を行うものであります。

期末手当を0.1か月分引き上げ、現行の3.3か月を3.4か月に改正をします。

なお、令和5年度につきましては、12月分に0.1か月を引き上げ、令和6年度以降については、6月と12月に0.05か月ずつを振り分けて、1.7か月ずつ支給する改正をするものでございます。

次に、議案第48号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、地方公務員法第14条第1項の規定により、情勢適応の原則に沿って、改正を行うものでございます。

期末手当を0.1か月分引き上げ、現行の3.3か月を3.4か月に改正し、なお、令和5年度においては、12月分に0.1か月を引き上げ、令和6年度以降は、6月と12月に0.05か月ずつを振り分けて、1.7か月ずつにする改正でございます。

次に、議案第49号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、地方公務員法第14条第1項の規定により、情勢適応の原則に沿って、改正を行うものでございます。

給料月額につきましては、民間給料との格差を踏まえ、初任給を1万2,000円引き上げ、他の号俸も引上げを行います。

期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.5か月ずつ引き上げ、期末手当は2.4か月を2.45か月に、勤勉手当は2.0か月を2.05か月に改正を行います。

なお、令和5年度においては、12月分に0.05か月を引き上げ、令和6年度以降は、6月と12月に0.025か月ずつを振り分け、期末手当を1.225か月ずつ、勤勉手当を0.025か月ずつに改正するものでございます。

次に、議案第50号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、議案第47号と同じく、情勢適応の原則に沿って、期末手当を0.05か月引き上げる改正でございます。

改正の内容ですが、令和5年度においては、12月支給分を0.05か月引き上げ、令和6年度以降は、6月と12月にそれぞれ0.025か月を振り分けて引き上げることとするものでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○副議長（新居禎三君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第47号から議案第50号までについては、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第47号から議案第50号までについては委員会付託を省略し、議会全員協議会において、詳細説明を受けることに決定しました。

◎議案第51号～議案第53号

○副議長（新居禎三君） 日程第13、議案第51号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第6号）」から、日程第15、議案第53号「令和5年度山形村水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括して議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第51号から議案第53号の令和5年度の補正予算3件について、提案説明を申し上げます。

議案第51号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第6号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第6号の第1条「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出にそれぞれ662万6,000円を追加し、補正後の予算規模を39億7,560万3,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容としては、地方交付税に662万6,000円を計上しております。

歳出予算では、民生費に501万4,000円、衛生費に640万3,000円等を追加し、農林水産業費を266万円減額しております。

主な内容としましては、職員給の人事院勧告による差額及び会計年度任用職員の期末手当増額分になります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第52号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出にそれぞれ40万円を追加し、総額を7億5,205万円とするものです。

歳入予算では、主に保険料を増額し、歳出予算は職員の給与費を増額するものであります。

次に、議案第53号「令和5年度山形村水道事業会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算第3号は、人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものであります。内容としましては、職員2名分の給与、手当等、50万6,000円の増額補正となります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○副議長（新居禎三君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第51号から議案第53号までについては、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第51号から議案第53号までについては委員会付託を省略し、議会

全員協議会において、詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、本会議を休憩とし、全員協議会を開催いたします。

(午後 3時23分)

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 3時49分)

○副議長（新居禎三君） それでは、日程第6、承認第8号について、質疑、討論、採決を行います。

承認第8号について、質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○副議長（新居禎三君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認め、直ちに採決します。

承認第8号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（新居禎三君） 起立全員であります。よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、承認第9号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○副議長（新居禎三君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認め、直ちに採決します。

承認第9号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第46号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○副議長(新居禎三君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、討論を省略し、直ちにこれを採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議がないようですので、議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第46号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第47号から日程第12、議案第50号についてお諮りします。

議案第47号から議案第50号については、先ほどの全員協議会で質疑を行っておりますので、質疑を省略して討論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議がないものと認め、討論を行います。議案第47号から議案第50号までについて、一括して討論を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○副議長(新居禎三君) 討論を終結して、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議がないものと認め、初めに日程第9、議案第47号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（新居禎三君） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第48号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（新居禎三君） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第49号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（新居禎三君） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第50号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（新居禎三君） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第51号から日程第15、議案第53号について、お諮りします。

議案第51号から議案第53号については、先ほどの全員協議会で質疑を行っておりますので、質疑を省略して討論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認め、討論を行います。

議案第51号から議案第53号までについて、一括して討論を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○副議長（新居禎三君） ないようですので、討論を終結して、直ちに採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議がないものと認め、初めに、日程第13、議案第51号「令和5年度山形村一般会計補正予算(第6号)」について、採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第52号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」について、採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第53号「令和5年度山形村水道事業会計補正予算(第3号)」について、採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第54号

日程第16、議案第54号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第54号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法等の一部が改正され、出産する予定の被保険者または出産し

た被保険者がいる世帯の世帯主に賦課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、また、国民健康保険特別会計の健全な運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正する本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○副議長（新居禎三君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○税務課長（中村貞寿君） ありません。

○副議長（新居禎三君） それでは、第54号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○副議長（新居禎三君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

◎議案第55号

日程第17、議案第55号「山形村公共下水道施設整備推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」、議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第55号「山形村公共下水道施設整備推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」の提案説明を申し上げます。

山形村公共下水道施設整備推進基金は、地方自治法第241条の規定により、村における下水道施設の整備を進めるための資金に充てるため、設置されております。

基金に積み立てる金額は、条例により下水道受益者分担金の全部または一部を、予算で定め積み立てることとなっておりますが、公営企業会計移行後は手元資金の確保のため、積立ては行われてきませんでした。

また、公営企業会計では、利益剰余金を経営の目的に合わせ、減債積立金及び建設改良積立金等に処分することができることとなっております。

これらのことから、今回、この基金条例を廃止し、基金の全額を現金・預金に振り替え、現在の経営に合った運営が行われるようにするものでございます。

ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○副議長（新居禎三君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○副議長（新居禎三君） それでは、議案第55号について質疑を行います。
質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○副議長（新居禎三君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第56号～議案第60号

○副議長（新居禎三君） 日程第18、議案第56号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第7号）」から、日程第22、議案第60号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第56号から議案第60号の令和5年度の補正予算5件について、提案説明を申し上げます。

議案第56号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第7号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第7号は、歳入歳出に7,937万9,000円を追加し、補正後の予算規模を40億5,498万2,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容では、村税に304万3,000円、地方交付税に5,891万8,000円、国庫支出金に682万8,000円、県支出金に703万3,000円、寄付金に235万円、諸収入に100万9,000円を計上しております。

歳出予算では、総務費に1,295万9,000円、民生費に1,653万1,000円、衛生費に4,304万4,000円、農林水産業費に205万円、土木費に471万5,000円等を計上しております。

主な内容としましては、国民健康保険特別会計への繰出金、戸籍システムの改修費、扶助費、道路維持費等を増額する一方、事業が完了し不用になった事業費を減額しております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第57号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出に749万8,000円を追加し、総額を10億6,567万7,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税を直近の調定に合わせて821万8,000円、県支出金の保険給付費等交付金のうち普通交付金を予算現額との調整で2,438万4,000円それぞれ減額する一方で、新たに施行される産前産後の保険料減免制度に係る国庫措置の口開け分として10万円、さらに今年度中に発生することが見込まれます本特別会計の財源不足を補うために、4,000万円を一般会計からの繰入金に計上をしております。

歳出では、産前産後の保険料減免に係るシステム改修費、葬祭費の不足見込み分、国保加入世帯の税率改正に伴う説明資料の送付のための郵送料などが計上されております。

次に、議案第58号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ215万2,000円を追加し、総額を9,643万2,000円とするものであります。

保険基盤安定事業の額確定に伴います歳入に一般会計からの繰入金、歳出に広域連合への負担金の所要額をそれぞれ計上しております。

次に、議案第59号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出にそれぞれ8万3,000円を追加し、総額を7億5,213万3,000円とするものであります。

歳入予算では一般会計繰入金を増額し、歳出予算は総務費の認定調査費を増額し、保険給付費においては、今年度の支払い状況に応じ、各サービス費の増減をしております。

次に、議案第60号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道事業会計補正予算第3号は、落雷による高区配水池のテレメーター装置破損の損害保険金108万9,000円を収益的収入へ計上するものでございます。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（新居禎三君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第56号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○副議長（新居禎三君） 次に、議案第57号について、詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） それでは、議案第57号について、若干補足をさせていただきます。予算書の6ページを御覧ください。

今回歳入に計上した一般会計繰入金4,010万円のうち、4,000万円は本年単年度で見込まれる特別会計の財源不足に対応するためのものであります。

今、村の国保財政はコロナ禍の影響を受けた全く想定外の急激かつ大幅な税収減に加えて、県に納付する事業費納付金の金額が毎年非常に高い水準で推移をしていることによりまして、大変厳しい運営を続けております。また、この状態が今後数年続くことが予想されております。

今回は、緊急かつ不可避な財政措置の1つとして、まず単年度分の財源対応について、一般会計から繰入れを行うものでございます。以上です。

○副議長（新居禎三君） 次に、議案第58号についての詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 議案第58号は、先ほど議案書の差替えをお願いいたしました。これは議案書にページの附番がございました。それを訂正するものです。

以上です。

○副議長（新居禎三君） 次に、議案第59号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○副議長（新居禎三君） 次に、議案第60号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○副議長（新居禎三君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第56号から議案第60号までについて一括して質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

大池議員。

○11番（大池俊子君） 60号の清水簡水の件ですが、前の予算は全額村で故障していた分を出していたのですが、この落雷による保険金というのは全部取り入れられたというところでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 9月議会で補正予算を出させていただきまして、そこでは歳出といたしますか、営業費用で、修繕費で99万円の増額補正をお願いしました。

お恥ずかしい話なのですが、大池議員さんからのご指摘を受けまして、こちらで保険会社へ報告等をさせていただきまして、今回、その保険金としてこの108万9,000円というのが、その全額になります。

○副議長（新居禎三君） よろしいですか。

ほかには質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○副議長（新居禎三君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○副議長（新居禎三君） 日程第23「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第54号から議案第60号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査をすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○副議長（新居禎三君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午後 4時16分）
